

ごみ減量のための「ちばルール」行動協定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量のための「ちばルール」に基づき、ごみの減量、再使用及び再資源化の一層の促進を図るために締結する、ごみ減量のための「ちばルール」行動協定（以下「協定」という。）に関し必要な事項を定める。

(協定の締結)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事業者（以下「協定締結事業者」と総称する。）と協定を締結するものとする。

- (1) 市内に店舗を有する百貨店、スーパーマーケット、飲食店、ホテル、旅館
その他小売事業者及び新聞販売店等
- (2) 市内で販売又は提供される商品を製造、加工する事業者

(協定締結の要件)

第3条 前条の協定を締結する際の要件は、次の各号に掲げる取組みのいずれかを現に行い、その取組みの充実拡大に努める事業者とする。

- (1) レジ袋の削減又は簡易包装の推進
- (2) 環境への負荷の低減に資する商品の製造・販売やサービスの提供
- (3) 食品残渣の削減
- (4) 廃プラスチック類、紙パック又は使用済小型家電製品等の店頭回収及び再資源化
- (5) 販売した新聞等の自己回収
- (6) ごみ削減施策等の情報発信
- (7) その他家庭から排出されるごみの減量、再使用及び再資源化への取組み

(協定の有効期間)

第4条 第2条の協定の有効期間は、原則として、締結の日から3年とする。ただし、協定締結事業者から有効期間の短縮の申出があった場合は1年以上3年未満とすることができる。

- 2 前項の有効期間が満了する日の1月前までに、当事者のいずれからも何らの申出がない場合は、当該協定は同一内容で、3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 市長は、協定締結事業者が第3条の締結の要件を満たさなくなったとき、又は信用を失墜する行為を行ったと認められるときは、協定を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定により協定の解除を決定したときは、協定解除通知書（様式第1号）により、当該協定締結事業者に通知するものとする。

(市の支援)

第6条 市長は、協定締結事業者に対して、必要に応じて支援を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則


この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号

千環廃対第 号
年 月 日

協 定 解 除 通 知 書

住 所
協定締結事業者名
代 表 者 名 様

千葉市長 

年 月 日付締結のごみ減量のための「ちばルール」行動協定について、下記の理由により解除しますので、ごみ減量のための「ちばルール」行動協定に関する実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

協定解除の理由